

平成19年 3月29日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
関東天然瓦斯開発株式会社
代表取締役社長 佐 竹 誠

第 145 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第 145 期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 1. 第145期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

2. 第145期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項
第 1 号 議 案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当につきましては、1株につき金5円00銭と決定されました。

第 2 号 議 案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更されました。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号、以下「整備法」という。）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴う所要の変更。

整備法に定める経過措置の規定により、定款に定めがあるとみなされている内容を反映するための規定の新設または変更。

単元未満株式に関する権利の明確化を目的とした規定の新設。

株主総会運営の合理化を目的として、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報の一部について、法務省令に従ってインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことを可能にするための規定の新設。

議決権の代理行使を行う代理人の員数の明確化を目的とした規定の新設。

機動的な意思決定の促進を目的として、取締役全員の同意および監査役が異議を述べないことを条件に、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定の新設。

会社法に対応した用語の変更および規定の整備等のほか、一部表現および字句の変更等。

(2) 周知性の向上を目的として、公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の措置を定めるための規定の新設。

(3) 経営の効率化を目的とした取締役の員数の12名以内から10名以内への変更。

(4) 上記の規定の新設等に伴う条数の変更等。

第3号議案

取締役7名選任の件

本件は、原案どおり佐竹 誠、吉井正徳、横山勝彦、渡邊俊彦、山村信博、長濱新太郎、梶田 直の7氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査役1名選任の件

本件は、原案どおり川崎勝好氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案

退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任監査役勝又秀夫氏に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

第6号議案

役員賞与支給の件

本件は、原案どおり当事業年度末時点の取締役（7名）に対し、役員賞与として総額30百万円を支給することに承認可決されました。

第7号議案

取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬等の額を年額162百万円以内（賞与分を含む。）、監査役の報酬等の額を年額60百万円以内に改定することに承認可決されました。

なお、これら報酬等の額には、従来どおり役員退職慰労金（引当金への繰入額を含む。）および使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

以上

株主総会終了後、取締役会を開催し、代表取締役・取締役社長に佐竹誠氏、代表取締役・常務取締役に吉井正徳氏、常務取締役に横山勝彦、渡邊俊彦の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、監査役会の決議により、川崎勝好、久我良春の両氏が常勤監査役に選定され、それぞれ就任いたしました。

以 上

配当金のお支払いについて

- (1) 銀行口座または郵便貯金口座への振込みをご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「お振込先について」のとおり、ご指定の口座に手続きをいたしましたのでご確認ください。
- (2) 銀行口座または郵便貯金口座への振込みをご指定されていない方は、同封の「郵便振替支払通知書」により、最寄りの郵便局にてお受け取りください。

